

令和5年9月会議

一般質問 参考資料

松岡 宏行 議員

# かつらぎ町の子育て支援施策

令和5年5月25日現在

事業名等	施策の概要	担当課
1 利用者負担額(保育料)無償化	令和5年4月1日から、町独自施策により所得要件に関わらず0歳～2歳の第2子の利用者負担額を無償化、さらに町内に住民登録があり、こども園等を利用している子どものうち、0歳～2歳の第1子の利用者負担額についても無償化します。 これにより、未就学児の利用者負担額は完全無償化となります。	教育総務課
2 学校給食の無償化	かつらぎ町立小・中学校において実施する学校給食を無償で提供します。 また、町内に住民登録があり、かつらぎ町外の小・中学校に通学している児童生徒の給食費相当額を補助します。	教育総務課
3 教育支援センター	教育支援センターを設置し、不登校児童生徒が社会的に自立できるよう、学習支援及び教育相談を行っています。 訪問型支援などの活動を展開するとともに、教育支援センターを中核としたネットワークを整備し保護者支援の充実を図ります。	教育総務課
4 就学援助	低所得世帯等の経済的負担軽減を図るため、小・中学生の学用品費・通学用品費・校外活動費等を支給しています。 また、小学校入学前の園児に「新入学用品費」の入学前支給も行っています。	教育総務課
5 発達相談・巡回相談・教育相談	障害や発達に関する専門家である「公認心理師」を正規職員として配置し、発達相談・巡回相談・教育相談を実施し、学校・園・家庭での子育てのサポートを行っています。 なお、相談事業については、公認心理師・現場職員・保健師・家庭児童相談員と連携して実施しています。	教育総務課
6 教育環境の充実	全ての普通教室へ大型提示装置を設置し、デジタル教科書と併せた授業を導入しています。 GIGAスクール事業で整備した端末を持ち帰り学習にも活用したり、全ての普通教室、特別教室に無線LAN環境を整備するなど、「令和の日本型学校教育」の確立を目指して学習環境を構築しています。 また、町内すべての小中学校の普通教室に空調を完備すると共に、トイレの洋式化を推進しています。	教育総務課
7 給食費補助【給食費無償化】(こども園・幼稚園等)	本町に住所を有する子ども(3歳～5歳)の施設利用時の給食費に対し補助(月額上限5,500円)を行い、給食費の実質無償化を行っています。	教育総務課
8 こども園(指定管理者制度により運営)	・早朝、延長保育(早朝7:00～8:30 延長18:00～20:00) ・一時保育(満6か月以上・8:30～16:30・原則週3日以内) こども園に在園していない児童が、一時的又は緊急に保育を必要とする場合に保育を実施 ・預かり保育(14:00～16:30) 幼稚園部に所属している児童が、保護者の事情により、通常の時間を超えて保育を必要とする場合に保育を実施 ※(花園幼稚園・聖心幼稚園でも実施しています) ・発達支援保育 在園児のうち支援が必要な児童に対して、対象児童やクラスに追加職員を配置し、その子の育ちに寄り添った保育を実施 ・体調不良児対応保育 看護師等の配置を行い、こども園に登園後に体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、保育等を実施 ・キッズイングリッシュ(町主催)(3～5歳児) 早期から英語に親しみ、積極的なコミュニケーションの育成を目指して実施しています。	教育総務課
9 一時預かり(委託)	保護者の心理的・身体的負担の軽減を目的に、リフレッシュや急用の際に子どもを一時的に預かります。 ・実施施設: SnowMom・対象児: 0歳～小学校就学前の子ども ・実施時間: 毎週火・木曜日(祝日は閉所) 9時～15時	教育総務課
10 子育て支援センター「はくぐみ」(委託)	子育てに関する支援情報の発信や、利用者の相談等に応じ、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、様々な活動を行っています。 (平日) 9:00～12:00・13:00～16:00 (土曜日) 9:00～12:00	教育総務課
11 子育て講座「トリプルP」	「前向き子育て」という、建設的で傷つけない方法で子どもの発達を促し、子どもの行動を上手に取り扱うなど、主に乳幼児の保護者に対して子育ての具体的な技術をDVDを観ながら具体的にご紹介する講座です。 また、同窓会(OG会)を開催して受講後のご相談にも対応します。 (受講料やテキスト代、保育料等、費用は全て無料です)	教育総務課
12 在宅育児支援	在宅で乳児の保育を行う保護者に対し、給付金を支給します。 給付額: 月額30,000円 対象児: 第2子以降(生後2か月～満1歳になるまで) ※所得制限あり 和歌山県が支給する15,000円に、かつらぎ町が同額(月額15,000円)を独自に上乗せして支給しています。	教育総務課
13 学童保育の保育料軽減	学童保育料の減免・減額措置分を運営団体に補助し、保護者の経済的負担を軽減します。 ・すべて児童の保育料の4割相当分を補助 ・要保護家庭: 保育料の100%免除 ・準用保護家庭: 保育料の50%減額 ・同一世帯で、2人以上の児童が同時利用の場合、2人目以降の児童の保育料の2分の1を免除	教育総務課
14 児童虐待対応(要保護児童対策地域協議会)	児童虐待の予防・早期発見・早期支援・早期改善に向けて、地域や関係機関で連携し対応します。 なお、児童虐待相談ダイヤル(0736-22-8877)を設置しており、通告だけでなく「虐待を疑われている」「子育ての悩み」等のご相談にも対応しています。	教育総務課
15 子どもの居場所づくり	放課後等ひとりで過ごさなければならない、主に小学校4年生から6年生の児童を対象に、地域の方々の協力を得ながら、学習支援や大人との交流を実施しています。 【妙寺: わくわく塾 笠田: ふれあい塾 大谷: わくわく塾2 渋田: ふれあい塾2】 ※大谷・渋田については期間(夏季)限定	生涯学習課
16 かつらぎリーダークラブ	子どもによる子どものための子ども会活動を目指し、リーダー育成の研修会を実施しています。 研修修了生のうち希望者がリーダークラブに所属し、研修会の運営や子ども会への支援、友好都市交流事業へ参画しています。	生涯学習課

かつらぎ町の子育て支援施策

令和5年5月25日現在

事業名等	施策の概要	担当課
17 児童館活動	地域の18歳未満のすべての子どもを対象に、健全な遊びの提供と、心身の健康増進ための活動を行っています。	生涯学習課
18 子ども医療費の無料化 (高校卒業年齢まで)	町内に住所を有する子ども(高校卒業年齢まで)が、医療機関等を受診した際の保険適用による医療費の自己負担額を無料としています。(所得制限なし)	健康推進課
19 ひとり親家庭医療費給付事業	ひとり親家庭の父または母および児童に対し、医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用について助成します。(所得制限あり)	健康推進課
20 未熟児養育医療費給付事業	身体の発育が未熟なまま生まれ入院を必要とする未熟児が、指定された医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担します。(所得制限あり)	健康推進課
21 小児インフルエンザ予防接種助成	生後6か月から中学3年生までを対象にインフルエンザ予防接種の接種費用から自己負担1,000円を差引いた額を助成します。(ただし、助成回数は当該年度1回限り)	健康推進課
22 母子の健診・相談・教室の実施	各種の健診・相談・教室を実施することにより、母子をサポートしています。 ・乳幼児健診・乳幼児健康相談・股関節健診・離乳食と食事の指導・歯科指導・乳幼児全戸訪問・子育て教室「すくすく」・赤ちゃん教室・育児サークル・子育て世代包括支援センター「すくすく」	健康推進課
23 母子栄養強化食品の支給	栄養の援助を必要とする妊産婦及び乳児に対して、妊産婦には、栄養補給として牛乳(1日200cc)を、乳児には、粉ミルク(1日30グラム)を支給します。(対象:町民税非課税世帯)	健康推進課
24 妊婦健康診査費助成事業	妊婦健康診査に必要な経費を助成します。	健康推進課
25 乳児全戸訪問	すべての乳児のいる家庭を保健師が訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、居宅において不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけます。	健康推進課
26 産後ケア事業	分娩施設退院後、産後1年の期間において、病院、診療所、助産院、保健センター等又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、育児に関する指導等を行い、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。	健康推進課
27 出産・子育て応援事業	全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と、出産育児関連用品の購入などの負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します。 また、「経済的支援」については、町独自で5万円を上乗せして支給します。	健康推進課
28 給食費補助【給食費無償化】 (児童発達支援センター等)	障害児通所支援施設(児童発達支援センター等)に通所している児童の給食費の補助(月額上限7,000円)を行い、給食費の実質無償化を行っています。	住民福祉課
29 保育料補助【保育料無償化】 (児童発達支援センター等)	障害児通所支援施設(児童発達支援センター等)に通所している国・県の補助対象とならない児童の利用料を助成し、無償化を行っています。	住民福祉課
30 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 ・療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児の障害児	住民福祉課
31 医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。 ・肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児	住民福祉課
32 放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。 ・学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児	住民福祉課
33 保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。 ・保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設において専門的な支援が必要と認められた障害児	住民福祉課
34 居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。 ・重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児	住民福祉課
35 おむつ用ごみ袋支給事業	子育て中の家庭に対し、子育てによって生じたおむつ等ごみを処理するために必要なごみ袋を支給し、家計負担の軽減を図ることを目的に、満3歳までの児童の保護者に対し、町指定可燃性ごみ袋(小)を支給します。 【支給するごみ袋】児童1人当たり月10枚、出生月または転入月から満3歳に達する月までの分	環境課

※教育総務課より

# 子育て宣言によるメリット

- ① 子育てに適した自然環境や地域コミュニティが整っていることで、子どもの健康や心の成長に良い影響がある。
- ② 子育て支援施策や教育環境が充実していることで、親の負担や不安を軽減できる。
- ③ 子育て世代の声が自治体の政策に反映されやすくなることで、住民の参画や協働が促進される。
- ④ 子育て世代の定住や移住が増えることで、地域の活性化や人口減少の防止につながる。

※自治体公共ウィークを参考に作成

## 「子ども・子育て応援都市宣言」区民ワークショップの概要

日程 : 平成27年1月16日(金) 18:30~21:00

会場 : 北沢タウンホール2F 集会室1、2

テーマ : 第1部 「宣言の骨子」「宣言のイメージ」について

第2部 「子ども・子育て応援都市宣言」を区民に知ってもらうためには

子ども・子育て応援都市宣言の策定にあたり、広く区民の方々よりご意見・ご提案をいただくため、区民ワークショップを開催した。当日は、50名の参加者が7つのグループに分かれ、グループワーク形式で話し合いが進められた。

第1部では、下記の子ども・子育て応援都市宣言(イメージ)を基に、「宣言を見て感じたこと」、「あなたが宣言するとしたら」をテーマに議論を行い、その後、各グループで「子ども・子育て応援都市宣言」をつくり、発表を行った。発表の後には、参加者が共感できるグループの宣言への投票を行った。

第2部では、今後、宣言を広く区民に知ってもらうための普及・啓発の手法について、グループでアイデアを出し合い、最後に各グループより発表を行った。

### 子ども・子育て応援都市宣言(イメージ)

子どもは、ひとりの人間としてかけがえのない大切な存在です。うれしい時には笑い、悲しいときには涙を流します。子どもには、元気に遊び、学び、育つ権利があります。

子どもは、地域の宝です。大人が子どもをしっかり支えることで、子どもは成長に応じて社会に参加し責任を果たすことを学んでいきます。親や家族、施設と学校、地域の大人は、子どもが自分らしく安心して育つ環境を、つくっていきます。

子どもは、未来の希望です。若い芽がすくすく育っていくように、子どもの今をしっかり応援します。子どもと子育てにあたたかい地域社会をつくります。

ここに、「子ども・子育て応援都市」を宣言します。

# 奈義町子育て応援宣言

最終更新日時：2022年10月21日

子どもたちが夢と希望を持てるまちづくりを目指して子育て応援宣言全文

子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育てる環境づくりを目指して子育て応援宣言を行いました！

奈義町では、子育て支援として、乳幼児・児童生徒の医療費無料化や法定外ワクチン接種補助、チャイルドホームや放課後児童クラブなど様々な施策を行っています。

今後、更に子育て制度を充実させるために「奈義町子育て応援宣言」を掲げ、「子育てするなら奈義町」といわれ、若者定住でき、安心して産み育てられるまちづくりを目指していきます。

※奈義町 HP より

## 奈義町子育て応援宣言

子ども達は次代を担うかけがえのない存在で、奈義町を守り支えてこられたお年寄りとともに、奈義町の大切な宝物です。

その子ども達が夢と希望を持ち健やかに育つことは、奈義町の未来であり奈義町の希望です。

子どもを産み育てやすい環境をつくり、健康で心豊かなたくましい人に育てることは、わたしたち町民みんなの大切な使命であり、この取り組みをいっそう推進し、奈義町に住めば子育てが安心、奈義町は子育てがしやすいまち、との声が全国に広まることを目指します。

そのため、行政の役割を自覚し奈義町として子育て支援にいっそう力を入れ、「子ども達の元気な声と笑顔が溢れ子育てに喜びを実感できるまち」、「家庭・地域・学校・行政みんなが手を携え地域全体で子育てを支えるまち」を目指し、ここに「奈義町子育て応援宣言」を行います。

平成24年4月1日

岡山県奈義町



## 高等学校等就学支援

生徒 1 人に年額 135,000 円を 3 年を限度として支給します。

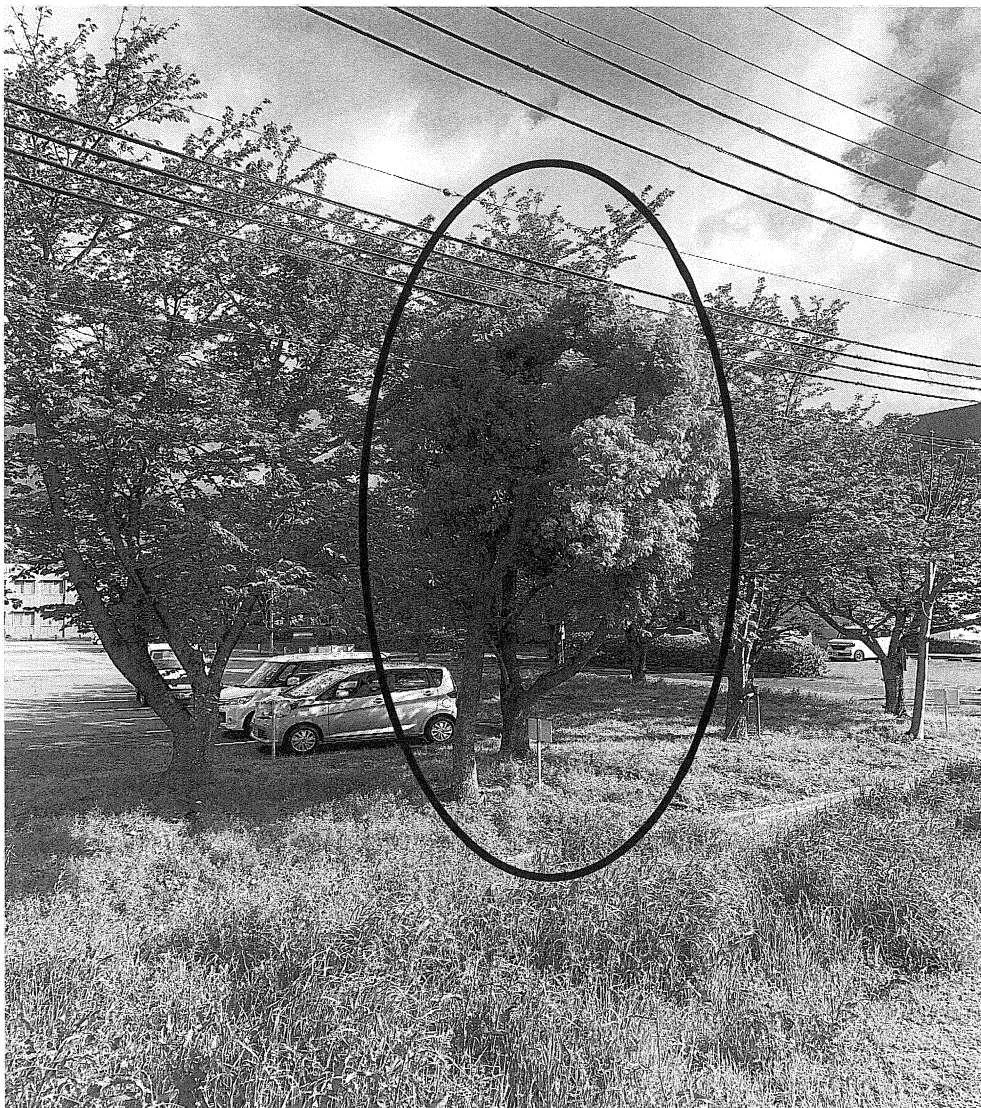
## チャイルドシート・ベビーベッド貸し出し

社会福祉協議会（TEL：36-6363）で貸し出しをしています。お気軽にご利用下さい。

品名	利用料金(月額)
チャイルドシート	100 円
ジュニアシート	100 円
ベビーカー	100 円
ベビーベッド	100 円

特殊出生率	2005 年	1.41
	2019 年	2.95

※奈義町 HP より



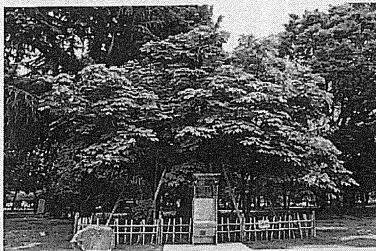


## 被爆アオギリ 2世

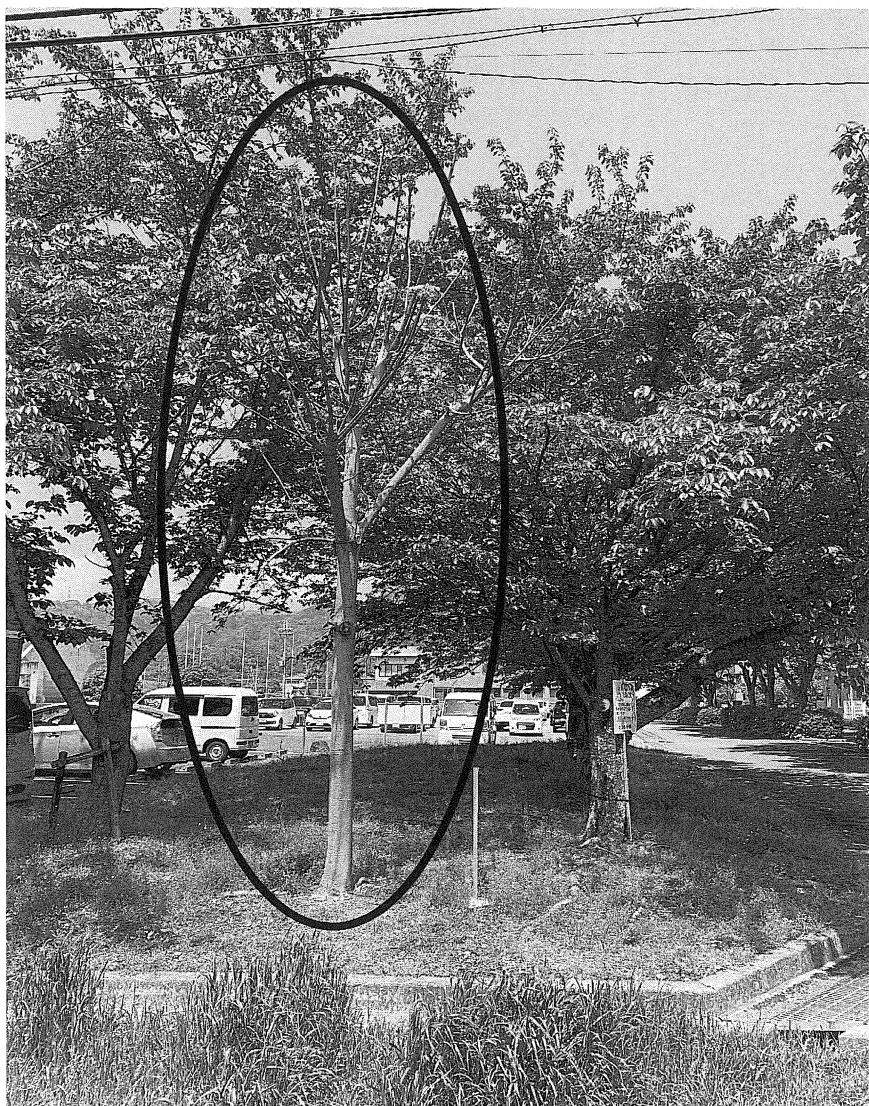
昭和20年（1945年）8月6日に広島市へ原子爆弾が投下され、爆心地から約1.3kmのところにあったアオギリが、この被爆アオギリ2世の親木となります。

被爆アオギリは、原爆の熱線と爆風をまともに受け、枝葉はすべてなくなり、幹は爆心側の半分が焼けてえぐられました。翌年の春になって芽吹き、被爆と敗戦の混乱の中で虚脱状態にあった人々に生きる希望を与えました。

「平和を愛する心」「命あるものを大切に作る心」を後世に継承するため、被爆アオギリの種から育てられた苗木を日本非核宣言自治体協議会から譲り受け、平成15年3月植樹したものです。



（広島市の平和公園内に移植された被爆アオギリ）



平成30年12月会議

(池田教育長) 御提案いただいたものと解釈してございます。学校教育にあっても、子供たちには発達段階に応じた平和学習というのを行っておりますが、この被爆2世のクスノキとアオギリの存在については、教職員まで行き渡ってございません。今後、校長会等で紹介してまいりたいと思っております。そして子供たちには、この平和学習のよき教材の一つとして学ばせたいと、そんなふうに思っております。

具体的には、特に小学生は役場見学を実施しているところが多くございます。そういった機会を通して、この二つの木に触れる機会にまいりたいと、そんなふうに思っております。

(井本町長) 移転場所、今は確たるところを決めておるわけではないんですが、ただ総文の前ということになるとなかなか、アオギリというのが庭木みたいなことになりにくい木というふうに思いますので、クスノキとともに今のところ、今、西部公園を整備をしておりますので、あそこの7.3ヘクタールの中の適当な場所を設けられれば、これが何百年も置いておけるんじゃないかなと、そんなふうに思っておるところです。

令和2年12月会議

(九保総務課長)、町に対し譲渡された両木の適切な管理や移植等の提案がなされまして、その際に議員御発言のとおり、かつらぎ西部公園内への移植を検討する旨の答弁を行ってございます。

現在の状況ですが、これも議員御指摘のとおり、移植はしてございません。理由を申しますと、移植を検討するため、園芸業者、1社ですけれども確認をしてもらいましたが、大きく根が張り過ぎており、成長もし過ぎているということで、植え替え時の根切り等による悪影響で、移植できたとしても活着するかが保証できないと言われたためです。

今後としましては、改めて説明板の設置などを検討したいと考えてございます。